

近世琉球における才府就任：旅役と地頭所 分配の関係をめぐって

山田, 浩世

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

45

(開始ページ / Start Page)

251

(終了ページ / End Page)

283

(発行年 / Year)

2018-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014507>

近世琉球における才府就任

——旅役と地頭所分配の関係をめぐって——

山田 浩 世

はじめに

一般に一六〇九年の島津侵入事件から一八七九年の琉球処分までを指す近世琉球は、近年の研究によって日本・中国両大国と積極的に従属（両属）関係を取り結び、双方の支配秩序を独自に調整しながら国家運営を図っていたことなどが明らかにされてきた。¹⁾ その中で琉球は、自らを「小国」と位置づけ従順さを演出することで「大国」に対抗する外交戦略を採っていたことが指摘されてきた。このような日中双方との同時整合的な関係を国是とし使節を派遣して交易するため、またそれを支える国内統治を行うため、琉球国内には緻密な官人制度（官僚制）が作り上げられていた。とりわけ、国の内外にわたる活動の中核を担った「旅役」（唐旅・大和旅・地下旅）は、日中双方との通交関係およ

び周辺離島を統治した近世琉球を象徴する役目であった。

この「旅役」に着目して琉球特有の官人編成のあり方を明らかにしようとしたのが、真栄平房昭による「旅役」知行制論および個人貿易論である。⁽²⁾これによって琉球では唐旅・大和旅・地下旅からなる「旅役」が、王府奉公の中心に位置づけられ、さらに地頭所の分配に関係していたことが明らかにされた。また、農業基盤が脆弱な琉球において旅役を通じて個人貿易が官人編成に関係していたことは、交易によって展開してきた琉球を象徴するものでもあった。海に囲まれた島嶼社会にあって琉球は、旅役（特に唐旅）を第一の奉公とし、そこに知行制を結びつけながら国家運営を図っていたのである。

一方で、近年の研究の深化によって「旅役」と王府官人制度の結びつきがより重層的かつ複雑なものであった可能性が明らかになりつつある。例えば、「旅役」を代表する渡唐役の才府・官舎・大筆者・脇筆者への船間分配には、役目の重要さに囚われない国内官僚組織を支えるための論理が働いていた。⁽³⁾それは渡唐役が第一の奉公とされるだけでなく、功績があった者への報酬としても位置づけられていたからである。

そもそも近世琉球にあつては、内外の問題に柔軟に対応し国家の運営を十全なものとするため、さまざまな施策の実施が求められた。それは例えば、日中との外交業務だけでなく国内統治のための王権儀礼や農政改革、異国船対策などである。⁽⁴⁾このように国を運営するための施策は多岐にわたつてお

り、旅役だけではない広範な奉公を評価する仕組みが必要であり、その意味で従来の旅役との関係を強調する官人編成の理解には、多くの点で検討の余地が残されている。

そこで本稿では、近世琉球の展開を支えた王府官人制度の問題、とりわけさまざまな施策を担った官人たちへの功績評価とそれに対する報酬給付がどのように行われていたのか、渡唐役の一つである才府の役割に注目し検討する。具体的には、①渡唐役である才府が持っていた報酬給付・地頭所分配との関係を確認しながら報酬を受け取るための役職（受益職）として機能した姿を明らかにし、②「僉議」に見られる功績処遇問題を通じて広範な奉公への対価（評価）基準とされた才府の役割を明らかにする。その上で、③自らを「小国」と規定する琉球を支えていた官人制度の特質について考えてみることにしたい。

一、「最上の立身役」としての才府と地頭所

(一) 才府への就任と役柄

渡唐役の一つである才府は、明清中国へと派遣される進貢船（2員）・接貢船（1員）に乗り込んで貿易業務に携わり、『歴代宝案』などでは「在船使者」などと記されている。才府の名称は、唐船に配置される「財福」（「荷物商売ノ日記算用ヲ主ドル者ナリ」）に由来し、管見の限り生糸貿易の失

態を咎める薩摩側とのやり取りを記した文書（一六三二年）を初見とする。⁶ もっとも後年に編纂された『家譜』内では、才府や同僚の官舎役が遅くとも一六世紀中頃には進貢貿易に関わる役職であったことが確認できる。⁶

また、才府は王府官人制度を運営するための重要な役割を果たしていた。進貢船に乗り込む渡唐役へは「船間」（役人個々の進貢船への積み荷量）が分配されていたが、特に才府へは使節の代表である正使よりも多くの船間があてがわれていた。これは才府（および官舎・大筆者・脇筆者）への船間が、単純に使節編成上の論理や職責に応じたものではなく、旧慣調査資料などにあるように才府就任以前の奉公に対する報酬としての意味合いを持っていたためであった。⁷ このような報酬とからんだ才府のありようは、明治期の旧慣調査において琉球における知行制度が日本の一般的なそれと異なっていたことを踏まえて「受益職」とも評されていたことから分かる。⁸

このような役職を通じた報酬給付のあり方については、すでに「心附役」に関する議論がある。⁹ 「心附役」も王府の官職でありながら専ら収入を得るために設けられていたとされ、物品官吏を担う部署に付属して納品された物の一部を収入とすることが許されていた。農業基盤の脆弱な琉球においては、物品の流通に依拠して報酬給付が行なわれていたのである。報酬制度と直結する才府が、琉球の一般士層にとってどのように認識されていたのか、秩禄処分に伴って作成された上申記録（「才府勤済采地高之儀ニ付再願」）に手掛かりが残されている。

明治政府による秩禄処分は、王国末期の組織慣行・報酬制度を調査した上で行われたが、才府就任が見込まれていた人びとへの対応は十分ではなかったようである。首里士族の真栄城喜憑以下七名は、琉球の特殊な知行制度を踏まえ、適切な処遇を行うよう請願書を作成していた。それによれば、才府は無禄士族（地頭所を持たず、薄給の中下級士族）にとつての最高の出世役とされ、就任年齢や二年に三人という制限を持ち、選抜は比類なき働きをなした者や二〇～三〇年におよぶ奉公を勤めた者から行われるものであったとしている。才府就任は、近世末期の官職制度を記した『琉球藩官職制』や『東汀随筆』によると、評定所・御物奉行所・申口方所属の筆者衆、御右筆、平等所大屋子などの定役職から行われ、王府中枢の要職を経て就任する仕組みとなっていた。¹¹⁾

また、「御恩賜金ノ義ニ付願」には、才府、官舎、大筆者、協筆者との間の昇進関係についても記載があり、大筆者は定役職を経由し東京・大坂詰書役、協筆者、北京大筆者などの就任者から、官舎才府は上記旅役などを数度勤めた者または国内で大きな功績を挙げた者から功績を勘案し選抜したとある。¹²⁾ 渡唐役（受益職）同士にも序列が存在し、最大の功績を積んだ者が才府役へと進むこととなっていたことが分かる。才府は王府内で要職を歴任した者たちが目標とする役職であり、「最上の立身役」と称されたように報酬としての渡唐役（受益職）の筆頭に位置づけられる存在であった。

さらに才府が「最上の立身役」と称された背景には、才府を勤めた者に地頭所が与えられる慣例があったことが影響していた。「才府勤済采地高之儀ニ付再願」には、「旧藩ノ時旅地下ノ功ヲ積才府役

勤濟候二付、早速拾貳三石以上ノ地頭所被給二代相統ノ旧規御座候」とあって、才府を勤めた者へは十二〜三石以上の地頭所の下賜、地頭所を所持している者へは二代にわたる相統が保証される仕組みであったことが記されている。

この才府と地頭所の関係については、近世期の史料からも確認され、『詹姓家譜』（詹光国、一八七二年の条）には、才府を勤めた者へはすぐに地頭所を与える慣例であったことが記されている。¹³ また、記事の文言から才府と地頭所の関係は、記事が作成されるかなり以前から確立していたことがうかがわれる。さらに一八七二年の段階では分配すべき地頭所が不足し、未給与者へは五石の「救助料」を下して報酬を補填することや、下賜前に亡くなった者へは嫡子とその権利を引き継ぐなどの規定が設けられることともなっていた。才府は琉球士にとって奉公の末に与えられる貿易参加の機会であるだけでなく、地頭所を通じた半永続的な報酬確保を約束する存在であり、そのことが地頭所を持たない中下級士族にとって才府を「最上の立身役」と称させていたのである。

（二）才府と地頭所下賜規定の変遷

才府が地頭所下賜と結びつき、官人制度全体の運営を支える構造は、いつごろ始まったのであろうか。別稿で検討したように、久米村士へ地頭所を下賜する基準とされた「二度大通事」は、一七三〇年代を始期とし、少なくとも近世の全時期にわたって適用されたものではなかった。¹⁴

才府職と地頭所下賜の関係について、首里・那覇・泊系『家譜』から見てみると、一六〇九年以降の才府就任者の事例は、同一人物による複数の就任を除くと、一六一〇年就任の栢壽から一八六六年就任の向明行にいたる四五件であった。この中から才府およびその後の返上物宰領役中に客死・遭難・途中辞任などによって職務を完遂しえなかった七人（一六七〇年の梅條昌、一六七〇年の雍應魁、一六九〇年の方宏宗、一七五四年の毛弘休、一七八九年の東日升、一八二八年の馬世忠、一八三八年の向文龜）を除き、また才府就任以前に地頭所を相続していた十四人（一六五五年の英常春、一六九二年の翁宗璉・文亮彩、一七〇四年の毛温良、一七一〇年の毛慎思、一七二六年の毛宗道、一七二二年の傳世哲、一七二五年の麻篤敬、一七三三年の阿九畹、一七七四年の麻永健、一七七八年の楊光祖、一八四六年の毛文魁、一八四八年の麻邦礎、一八六六年の向明行）を除いて作成したのが【表1】である。

【表1】 近世琉球における才府就任者一覧

No.	唐名	居付	渡唐役就任前職歴	地頭所下賜	出典
1	栢壽	那覇系	・才府（一六一〇）、才府（一六三三）、返上物宰領、上国、久米慶良間島仕置、唐船作事奉行、宮古島切支丹改、御物城、御物奉行、勢頭（一六三三）、唐船作事奉行、南蛮船漂来八重山島赴、唐船作事奉行二度	①西原間切呉屋（一六一七、下賜）、②南風原間切友寄（一六二二、転任）、③真和志間切小祿（一六三三、転任）	『那覇市史』那覇・泊系四三七頁

8	7	6	5	4	3	2
梅有實	習承烈	柳枝蕃	容振徳	兪得賢	蔡秀	虞世祿
那覇系	那覇系	泊系	泊系	那覇系	那覇系	那覇系
・脇筆者(二六三八)、脇筆者(二六三九)、唐船作事筆者、官舎(二六四四)、御船手大屋子、仕上世座大屋子、才府(二六五四)、船奉行、上国、砂糖座大屋子、仕上世座大屋子、御物城	・花当(大下司主部、与力、那覇御蔵大筆者、那覇脇筆者、那覇大筆者、久米代官、官舎(二六四三)、才府(二六四四)、八重山島在番	・大台所大屋子、唐船改大屋子、金御蔵錢御蔵米御蔵大屋子、今帰仁代官、唐船改大屋子、今帰仁代官、上国二度、監察田島検者、越来間切田島検者、官舎(二六三五)、返上物宰領、返上物宰領、検地巡察、返上物宰領、算用奉行、才府(二六四四)、返上物宰領、才府(二六四五)、算用奉行	・小赤頭二度、花当二度、米御蔵大屋子、今帰仁代官、上国、()、上国、泊地頭、官古主部、神水検者兼豊見城方盛良宮、古八重山仕置の時の相附、買物宰領、才府(二六三三)、返上物宰領、御物奉行、上国、才府(二六四〇)、返上物宰領、札明奉行、御物奉行	・那覇御倉脇筆者、同大筆者、現：船手筆者、宮古筆者、那覇脇筆者、大筆者(二六二八)、付場御倉大屋子、才府(二六三一)、返上物宰領、才府(二六三四)、返上物宰領	・親見世筆者、金庫理大屋子、大筆者(二六〇七)、親見世大屋子、那覇脇筆者、同大筆者、八重山島筆者、那覇御倉大屋子、久米代官、美富御倉大屋子、才府(二六二四)、返上物宰領、船奉行(二六二七)、唐船作事奉行二度	・親見世若筆者、親見世酒当大屋子、同所銀庫理当、大筆者(二六〇五)、検地案内者、官舎(二六一三)、返上物宰領、才府(二六一五)、返上物宰領、仕上世奉行、琉飯屋御蔵役、才府(二六二二)、返上物宰領、才府(二六三三)、返上物宰領、浮徳奉行
①読谷山間切長濱(二六五九、下賜)	①具志川間切外間(二六三八、名島)、②具志川間切天願(二六四一、下賜)、③久米具志川間切惣地頭(二六四四、転任)、④知念間切知名(二六五九、転任)、⑤摩文仁間切小渡(二六七四、転任)	①喜屋武間切山城(一六二二、下賜)、②真和志間切真喜志(二六四二、転補)	①真和志間切儀間金城(二六一三、下賜)、②玉城間切富名腰(二六三八、転任)	①豊見城間切長嶺(二六二七、下賜)、②久米中里間切惣地頭(二六五一、転任)、③西原間切幸地(二六五六、転任)	①大里間切島袋(二六一九、下賜)	①東風平間切外間(二六一四、名島)
『那覇市史』那覇・泊系四〇八頁	『習姓家譜大宗』(小嶺家)	『那覇市史』那覇・泊系七八八頁	『容姓家譜大宗』(山田家)	『那覇市史』那覇・泊系四九八頁	『那覇市史』那覇・泊系二六九頁	『虞姓家譜支流』(外間家)

14	13	12	11	10	9
毛文傑	翁自道	武国翰	朱永安	伊良顯	祖世豪
首里系	首里系	首里系	首里系	首里系	那覇系
方	御書院御物当、高奉行、大親、上国、螺倉大屋子、才府(一六九四)、返上物宰領、才府(一六九六)、返上物宰領、御物奉行方吟味、大親、御物奉行、大親、御鎮之側、御物奉行、大親、上国、山奉行、大親、西之平等大与頭、大親、御葬礼奉行、上国、大親三度、三司官、大親二度、上国	御物奉行筆者、越来代官、浦添代官、上国、島尻方代官、御物奉行筆者、評定所筆者、琉飯屋倉役、中頭方代官主取、飯田地奉行、大親、御物奉行帳主取、評領主取、評領御買物宰領、仕上世座大屋子、国頭方代官主取、高奉行、才府(一六八八)、返上物宰領、木奉行、算用奉行、高奉行、大親三度	小赤頭、米御藏主部、与力、東代官、与力、御物奉行筆者、島尻方代官筆者、大官所大屋子、中頭方代官筆者、与力、金御藏大屋子、謝国富勢頭、大親、宮城缸改成缸之時奉行、才府(一六八二)、島尻方代官主取、大親	小赤頭、米御藏主部、与力、東代官、与力、御物奉行筆者、御手判書、与力、上国(与力)、東代官、金御藏大屋子、上国(使者)、御物奉行筆者、錢御藏大屋子、与力、越来代官、大台所大屋子、上国(附衆)、山藏大屋子、真和志平等大屋子、金御藏大屋子、上国(宰領)、山奉行、鍛冶奉行、仕明奉行、大親、高奉行、大親、高奉行、修補奉行、国頭方代官主取、大親、高奉行、地下旅(相附)、造道並築石の奉行、造缸の副奉行、才府(一六八〇)	唐船改奉行筆者、貝摺奉行筆者、大和御物芭蕉當筆者、同當、那覇御藏大屋子、才府(一六六三)、宮古八重山両島船改大屋子、久米方代官、宮古八重山両島船改奉行、久米方代官
・小赤頭二度、上国、螺倉頭奉行、砂糖座主取、高奉行、才府(一六九九)、返上物宰領、御材木奉行、才府(一七〇二)、山奉行、御物奉行吟味、大親、樁船作事奉行、大親、那覇里主、日帳主取、御物奉行、唐船作事奉行、総横目、高奉行、上国、大親、御書院親任)	①具志川間切江洲(一六八七、下賜) ②西原間切棚原(一六九八、転任) ③東風平原間切富盛(一七〇三、転任)	①大里間切真境名(一六七四、下賜)	①今帰仁間切親泊(一六六九、名鳥) ②佐敷間切名幸(一六七四、下賜) ③名護間切喜瀬(一六八一、転任)	①越来間切糸満(一六五九、下賜) ②高嶺間切飯惣地頭(一六五九、任) ③兼城間切飯惣地頭(一六七二、任) ④伊平屋島惣地頭(一六七九、転任) ⑤摩文仁間切石原(一六八七、転任) ⑥伊平屋島惣地頭(一六九一、転任)	①真和志間切具志堅(一六五六、名鳥)
里家	「那覇市史」首里系 八二頁	「武姓家譜支流」(真栄田家)	「朱姓家譜支流」(喜瀬家)	「那覇市史」首里系 三二頁	「那覇市史」那覇・泊系三四〇頁

<p>19</p> <p>麻世思</p> <p>首里系</p>	<p>18</p> <p>毛朝観</p> <p>首里系</p>	<p>17</p> <p>麻世忠</p> <p>首里系</p>	<p>16</p> <p>毛有倫</p> <p>首里系</p>	<p>15</p> <p>阿天秩</p> <p>首里系</p>
<p>・御道具主部、大台所主部、同脇筆者、仕上座筆者、御物奉行帳當座仮筆者、同筆者、脇筆者(二七二六)、御船手大屋子、督造、貢船筆者、上国、仕上座大屋子、途中交代、大筆者(一七三三)、返上物宰領、錢御蔵大屋子、御物奉行方筆者、同帳主取、官舎(一七四〇)、大与中取、大親、琉飯屋倉度使、儉約諸事中取、取納奉行、大親、倉度使、才府(一七五〇)、返上物宰領、御船手奉行、大親、御物奉行方帳主取、評備主取、御物奉行方帳主取、大親、御所帯併琉御蔵御賦調部主取、総考儉約中取、勘定奉行</p>	<p>・小赤頭、御小姓、上国二度、御書院小姓、普請奉行、仮寺社中取三度、御系因中取、貝摺奉行、御船手奉行、大親、才府、御双紙庫理、勘定奉行、御書院当、日帳主取、泊地頭、御取、御作事奉行、總与頭、御物奉行、御作事奉行、御婚社主取</p>	<p>・御道具当主部、大台所主部、同脇筆者、同大筆者、御物奉行方帳當座仮筆者、同筆者、漂着人差引、脇筆者(一七一九)上国、御船手大屋子、大筆者(二七二四)、返上物宰領、給地御蔵大屋子、上国、請地方代官、琉飯屋倉度使、山奉行、御物奉行帳主取、大親、才府(一七三八)、返上物宰領、高奉行、檢者、御用意方中取、專掌日用之中取、大与奉行、大親、總与頭、寺社奉行、勘定奉行</p>	<p>・小赤頭、下庫理里之子、御書院御小姓、御書院御物當、当、上国、木奉行、渡唐船檢者、高奉行、上国、高奉行、貝摺奉行兼大親、高奉行、才府(一七〇七)、返上物宰領、瓦奉行、高奉行、檢見、那霸里主、申口方吟味、御物奉行方吟味、平等之側、御双紙庫理、上国、總横目、大親、鳩目錢取納奉行</p>	<p>・小赤頭、御小姓、下庫理若里之子、御書院御物當、同当、九州之花頭、砂糖座主取、山奉行、大親二度、高奉行、木奉行、才府(一七〇六)、返上物宰領、高奉行、大親、申口方吟味、上国、崇元寺修補奉行、水損修補奉行、座案稽古奉行、大親、高奉行、普請奉行、寺社奉行、御法事奉行、上国、真和志平等大与頭</p>
<p>①今帰仁間切上運天(二七四七、下賜)、②越来間切諸見里(二七五四、転授)</p>	<p>①金武間切松田(二七四四、下賜)、②西原間切内間(一七四六、継承)</p>	<p>①恩納間切真栄田(一七二九、下賜)、②大里間切真境名(二七三七、転任)</p>	<p>①名護間切松堂(一六八四、下賜)、②久米仲里間切真謝惣地頭(一六九五、転授)、③久志間切慶佐次(一六九九、転授)、④西原間切安室(一七〇九、転授)、④西原間切棚原(一七二二、転授)</p>	<p>①小祿間切安次嶺(一六八五、下賜)、②大里間切南風原(一七〇二、転任)</p>
<p>『那覇市史』首里系 六四九頁</p>	<p>『那覇市史』首里系 七九三頁</p>	<p>『那覇市史』首里系 六二九頁</p>	<p>『毛姓家譜支流』(松田家)</p>	<p>『那覇市史』首里系 一六頁</p>

20	麻世懋 首里系	・御道具主部、大台所主部、同脇筆者、仕上世座筆者、同大屋子二度、大台所大屋子、御茶屋筆者、銭御蔵大屋子、大御支配方筆者、御船手主取、米御蔵大屋子、小縁間切検者、御物奉行方給地中取、大親、御船手主取、官舎（二七五） ^① 、琉飯屋倉廩使、御船手主取、勘定奉行、才府（一七五七）、返上物宰領、取納奉行、砂糖奉行	①金武間切佐久本（二七五三）、名鳥、②中城間切渡口（二七五九、下賜）	『那覇市史』 首里系 六六六頁
21	向宏業 首里系	・寺社中取、砂糖奉行、大親、取納奉行、高奉行、上国、大親、上国、高奉行、宮古島在番、船手奉行、才府（七八二）、返上物宰領、御書院当、給地方吟味、進貢船修補奉行、西之平等惣与頭、上国、泊地頭、寺社奉行二度、西之平等學校奉行	①宜野湾間切伊佐（二七八六、下賜）、②高嶺間切与座（二七九三、転任）	『向姓家譜支流』（与座家）
22	毛士英 首里系	・国学者筆者、冠船総横目方筆者、豊良城間切検者、御評定所足筆者、同寄筆者、同筆者相附、同筆者、脇筆者（一八二五）、南風の平等師匠、上国、諸事取者中取、江戸旅方蔵役、評定所例寄主取、御葬礼中取、大親、江戸立御入料賦調部方係、官舎（一八三七）、評定所筆者主取、才府（一八四一）、返上物宰領、評定所筆者足主取、砂糖奉行、諸事取責中取	①大里間切真境名（一八四六、下賜）	『毛姓家譜支流』（美里家）
23	東順法 首里系	・国学筆者、平等所大屋子見習、協弁通事、平等所大屋子足、同大屋子、協弁通事、科律編修、脇筆者（一八二二）、平等所加勢大屋子、大親、礼華人横中取、御近習相附、平等所大屋子主取、官舎（一八四四）、御近習、才府（一八五一）、返上物宰領、宮古八重山御檢使相附、御所帯係、撒示刑法条目主裁、南風の平等學校奉行、勘定奉行、大親、南風の平等惣横目	①具志頭間切与座（一八五三、下賜）	『那覇市史』 首里系 四八六頁
24	詹光國 首里系	・仮与力、与力、御物奉行方足筆者、同仮筆者、同相付筆者、同筆者、北京大筆者（一八五〇）、上国、下知役、上国、勘定奉行、官舎（一八六二）、産物（御用係、御所帯御賦調部係、評鑑主取、評定所御内用係、上国（江戸蔵役、御所立年延証、才府（一八六五）、返上物宰領、御所帯唐御買物部銀増銀心附銀調部係、御内用係、御評定所御内用係		『那覇市史』 首里系 四〇三頁

【凡例】

*本表は那覇市企画部市史編集室編『那覇市史』（資料編第1巻より）8、家譜資料（一）～（四）、那覇市役所、一九七六～八三）および沖縄県教育庁文化財課編『沖縄の家譜』（沖縄県教育委員会、一九八九）で確認されている諸「家譜」（那覇市歴史博物館所蔵）から一六〇九年以降に才府に就任した事例を抜き出したものである。

*諸「家譜」中に記された才府就任者のなかから在職中に客死・遺棄・途中辞任した者、才府就任以前に地頭所を継承した者を除いたものである。

*渡唐役および地頭所の項にのみ西暦を付し地頭所を新規に与えられた場合は「下賜」・継いだ場合は「継承」・繰り替えた場合は「転任」の記載に従い「任」「転授」「転任」「繰転」を付した。

表中において才府を勤めた後に新たに地頭所が下賜された事例は、一七四〇年に才府に就任し一七四四年に金武間切松田村を下賜された毛朝観(No.18)を嚆矢とし、一七五七年の麻世懋(一七五九年中城間切渡口村下賜)、一七八二年の向宏業(No.20)、一七八六年に宜野湾間切伊佐村下賜)、一八四一年の毛士英(No.22)、一八四六年に大里間切真境名村下賜)、一八五一年の東順法(No.23、一八五三年に具志頭間切与座村下賜)と継続的に適用されていたことが確認できる。久米村で「二度大通事」就任と地頭所下賜が連動し始めた一七三〇年代以降の例は八件で、その内の一件は地頭所下賜が延引していた詹光国の例であることを考慮すれば、才府を勤めた後に地頭所を下賜するという慣例は、一八世紀前半、事例的には一七四〇年代頃を境に確認できることとなろう。

一方、一七四〇年代以前に同様の慣例が存在したのかについては、事例上はつきりしない。それは今回抽出した一七世紀の事例の多くが、才府就任以前に相続とは別に地頭所を下賜されており、才府との関係に絞った検討には限界があるからである。全体像を把握するためには、他の役職と地頭所との関係、異なる論理による地頭所下賜の可能性についても考慮する必要がある。そのため才府に絞って抽出した事例から帰納法的に地頭所との関係を検討するのは、少なくとも一七世紀以前については慎重な判断が必要である。

ただし一六六三年に才府に就任した祖世豪(No.9)は康熙一八(一六七九)年に亡くなるまで地頭所を与えられなかったこと、同じく一六一五・二一・三三年に才府に就任した虞世祿(No.2)も亡くな

るまで地頭所を与えられていなかったことなどを鑑みれば、才府と地頭所下賜の関係は、一七世紀以前に遡るとは考えにくい。「二度大通事」を基準とした久米村士では一七二二年の陳其湘を嚆矢に一貫した適用が一七三〇年代以降に確認されており、特定の渡唐役（才府・二度大通事）を基準とした地頭所分配の仕組みは、事例的には一七四〇年代頃から、概ね一八世紀前半を契機に確立したと捉えるのが妥当であろう。ひとまず一定の功績を積み上げた後に才府へ就任し、船間の分配を通じて個々の士が進貢貿易に参加するのみならず、地頭所も与えられるという一連の制度は一八世紀前半頃に確立した可能性を確認しておきたい。

二、功績評価の基準としての才府

(一) 「僉議」における功績処遇問題

「最上の立身役」とされた才府は、進貢貿易への参加および地頭所下賜などと直結し、その就任をめぐっては熾烈な競争が行われた。そのことを裏付けるように国政の重要事項を協議した表十五人による審議記録「僉議」には、才府就任希望者への処遇問題がたびたび取り上げられていた（表2）¹⁵。現在公開されている閲覧可能な尚家文書中の「僉議」は一八二八年以降のものに限定され、内容が未整理の「僉議」（尚家文書四四八・四四九号文書）を除外し、重複する案件を除けば七七件である。そ

の内四件が才府希望者への処遇問題を取り扱ったものとなる。興味深いことに他役に関する協議がほぼ見いだされないのに対し、才府役については何度も協議対象となっていた。これらの事例をもとに奉公への対価となっていた才府が、近世琉球の国家運営の問題とどのように関わっていたのか見てみることにしたい。以下、とりあげる一〜四の案件の内、まずは一・三・四の案件について検討を行う。¹⁶⁾

【案件1】道光一六（一八三六）年の城田親雲上への処遇問題

「僉議」は、既存の規定や先例だけでは対処できない案件が発生した際、摂政・三司官の諮問に従って表十五人（下之御座）が答申し、それをもとに国王の裁可を得るという一連の過程が分かる文書である。

【案件1】の冒頭には「給地中取城田親雲上事、當歳六拾九罷成漸々根氣相衰勤職難叶候間、役儀御免被仰付度旨願出有之、依之御付届之儀何様被仰付可然哉」とあり、給地中取（知行・役知を管理）であった城田親雲上が高齡（六九歳）を理由に退職を願い出たことから、どのように処遇（報酬）すべきかが協議されることとなった。本案件がことさらに審議を必要としたのは、城田が二年前（一八三四年）に才府役への就任を願い出たものの「功重之者」（功績著しい者）が多く就任することができず、取りかかっていた任務もあって心附役などへの転役を認めないまま給地中取での勤続を命じたという事情があった。¹⁷⁾ 表十五人は、才府に就任できるだけの功績を積みながら願いが叶わなかつ

【表 2】 尚家文書所収「僉議」の残存状況と「才府並」の案件一覧

文書番号	収録年代	丁数	案件	才府に関する案件	備考
438号	1828～58年	163丁	32件	【案件1】 城田親雲上 (1836年) 【案件2】 祝嶺親雲上 (1836年)	
439号	1832～39年	383丁	—		未公開
440号	1840～51年	431丁	—		未公開
441号	1852～56年	252丁	—		未公開
442号	1852～57年	108丁	24件	【案件3】 嘉陽親雲上 (1854年) 【案件4】 池原親雲上 (1857年)	438号と一部重複
443号		81丁			
444号		96丁			
445号		76丁			
446号	1856～62年	450丁	—		未公開
447号	1858～62年	228丁	21件		438号と一部重複
448号	1858～75年	169丁	13件		案件内容未整理
449号	1824～75年	196丁	19件		案件内容未整理
450号	—	約600丁	—		未公開
451号	—	約350丁	—		未公開

たことを不憫（「不便之次第」）であると述べている。

城田は、真蒲戸金王子御守役（尚哲三男の尚治）を皮切りに尚哲・尚温の御側仕筆者を二度、申口方筆者足を勤め、続く冠船方足筆者の際には仕立て道具の経費削減に功があり褒美状を与えられていた。また、御近習相附を経て定役である御近習役、さらに御物奉行方帳主取を兼務しながら御用意中取、渡唐役である官舎を経て再び給地中取に就任するなど、王府の実務官僚として要職を歴任していた。城田の働きが優れていたこと、御用意中取での勤務を続けさせたことを理由に相応の処遇が必要であるとの認識（「相當之御付届無御座候而不叶儀」）を示している。

表十五人たちは、定年を七〇歳とする中で才府役への就任を再度願ひ出る機会（「最早歳茂七拾爲寄詰事二而」）もなく働いてきたこと、これまでの功績と御用意中取在任時に帳主取を兼務して抜きんでた功績があったことを

考慮し、「才府並之勤功御取持」に処するのが適當ではないかとした。また、今回の決定が将来的な処遇のあり方に支障とならないかとの懸念について、主取や中取役は各部署の頭役（主幹者）であつて重き役職であり、同様の事態が生じても（本例をもって）適切な処遇が執行されれば、相応しい処置ではないかとしている。

城田に対し下された「才府並之勤功御取持」、すなわち才府に就任できるほどの功績を挙げたことを認め処遇するとの決定は、どのようなものであつたのであろうか。この点は他例も踏まえて後述することとし、ここでは国内要職を歴任した城田を才府を基準に評価していた点を確認しておきたい。

【案件3】 咸豊四（一八五四）年の嘉陽親雲上の処遇問題

一八五四年、嘉陽親雲上は御用意中取（臨時の物品の用度及び山川を管理）を勤めていたが、高齢（七〇歳）となつて出仕が難しくなつたことから、心附役などへの転役を願ひ出ていた。表十五人は嘉陽の功績に応じた処遇を審議することとなり、城田と同様に経歴や勤務状況を確認しながら検討を行っている。

それによれば、嘉陽は次のような経歴の持ち主であつた。まず、才府への就任を六七歳の時に申請したが叶わず、翌年から御用意中取を三年勤めていた。王府への奉公は三〇年余となり、過去に奉行職六度、近習役やもろもろの臨時職を勤め、八重山島での異国船漂着事件に関する使者や八重山島在

番などを歴任していた。二度の八重山派遣に際しては抜群の功績があり、ともに褒美状を与えられた。嘉陽は、才府就任に十分な功績を持つと判断されたが、当時「功重之者」が多く本懐を遂げることができなかった。

さらに途中で辞職したものの、冠船方御用意中取（冠船来航時の臨時部局長官）という極めて重要な役職を勤め、後述のように報酬として紫冠（親方の位）や早期の旅役就任等を与えた先例から、今回の処遇も考慮されるべきとの意見が出された。協議では、「御褒美向」のあり方は重要な「御置目」であって支障の出ないよう執行すべきであることが述べられ、比較として城田の事例を引いて年齢の制限や他との兼ね合いから才府に就任できなかった共通の事情、（城田よりも）多くの奉行役や旅役、冠船御用意中取などを勤めたことをもって「才府並」の処遇とするのが妥当ではないかとした。

城田・嘉陽への協議では、才府就任が功績上可能であったにもかかわらず就任できずにいた者へ適切な報酬を与えることが目指され、「才府並」と認定し報いようとする王府側の姿勢が見られた。また、嘉陽への判断が城田を先例としたように、才府就任に値する奉公は協議を重ねながら定例化されていたことが分かる。

【案件4】 咸豊七（二八五七）年の池原親雲上の処遇問題

一八五七年、七〇歳を迎え聞得大君御殿御物大親（財政担当の家令）の職にあった池原親雲上につ

いて、これまでと同様に才府就任が叶わなかった事情が審議の対象となった。

池原は奉行職を三度、(御物奉行所の)御物座や帳当座での用務を二度、他にも多くの奉公をこなし、下知役を二度勤めて一度は諸税の皆納を達成していた。また、官舎や琉蔵役(鹿児島琉球館の財務担当)などの旅役も勤め、才府就任に十分な功績があった。しかしながら、才府就任が叶わず退職することとなったため、先例と同様に「才府並」の処遇を与えるべきではないかとの意見が出されることとなった。

協議では城田・嘉陽の例を挙げ、池原は先例と同等で旅役は城田よりも一度多く、その中でも琉蔵役は「物入旅」(経費負担の大きい旅役)であるから考慮すべきであるとの指摘がなされていた。本件では、過去の経歴だけではなく、出費のかさむ役職(ここでは琉蔵役)への就任が考慮された。旅役にも才府に代表される報酬給与につながるものと、それとは逆に任職者にとって負担の大きな旅役があり、一概に旅役が利益を上げるものではなかったこと、さらに功績を審査する上で各役の差異が考慮されていたことが分かる。

(二) 功績評価における才府

城田・嘉陽・池原の事例では共通して、①才府就任に十分な功績を積みながら就任できず、②定年を理由に心附役などへの異動を願い出たため、③功績を考慮し「才府並勤功御取持」とするという議

論が行なわれていた。ここでは協議を通じて才府に就任可能な功労者へ適切な報酬を示そうとする王府側の姿勢が見られた。これら王府が功労者への適切な報酬給付に努めようとしていた背景には、おおよそ次のような問題があったと考えられる。

旅役と同様に受益職とされた「心附役」を説明した「旧藩心附役へ預ルヘク者共へ御下賜金増加ノ儀ニ付再願」には、王府官人制度において多くの官吏（現職者）が無給または薄給の状態におかれ、職務遂行にかかる少くない経費を自ら負担しなければならぬ状況にあったことが述べられている。⁶⁸⁾ 旅役も同様に職務へ従事する際、一定の公費（旅費・日当）は支出されていたものの、大半は自己負担が求められ、任務の円滑な遂行は個々の自発的な負担に拠っていた。そのため勤職後は心附役や才府といった報酬を得るための役（受益職）への任命が行われ、報酬獲得を望む士たちは、時に借金を重ねて奉公を全うしようとしていたのである。このことは池原の案件において「物入旅」である琉蔵役の勤務経験が考慮されるなど、過重な負担となる役目を勤めた者を適切に取り扱おうとしていたことと整合する。

自己負担を伴う奉公に対し適切な対価を用意することは、王府を継続的に運営していく上で重要であった。負担の大きな役目への任職が実質的な報酬給付に先行する中で、十分な功績を持ちながら才府就任が叶わなかった者を適切に取り扱うことは、王府官人制度を維持していく上で重要な問題であった。僉議を通じて見られたように、奉公に対し報酬が与えられることへの信頼感は、施策の実施

を安定的に進める上で欠かせないものであった。特にほとんど俸給を得られない中下級士族にとって二・三〇年の奉公を経て与えられる才府は、重要な位置を占めており、それにより才府が繰り返し協議に取り上げられていたと考えられる。

さらに才府は、近世琉球の運営にとつて広範な奉公を評価する要ともなっていた。一般に才府は評定所や物奉行所、申口方などに置かれた定役での十数年におよぶ奉公を経て選出されていたが、先に挙げた真栄城等の上申書では、才府への昇進方法に「無據役務」（比類なき働き）によることも挙げられていた。これは【案件3】において言及された冠船来航時に設けられる冠船方御用意中取などの臨時的な役職（同職については後述）があたると見られ、一七八六年に渡口親雲上真英（麻陳常）が任じられた下知役なども同様であったと考えられる。

『麻姓家譜』（一七八六年の条）によれば、一七八四〜八五年の大規模な災害によって越来間切が極度に疲弊したため、その立て直し（19）の責任者として下知役が派遣された。同「覚」では下知役による間切立て直しと引き換えに旅役就任を認めれば、職務の確実な実行が促されるのではないかとの趣旨を記している。一七九一年に出された「覚」では、渡口が質入れとなっていた田島の買い戻し、人足の雇用、牛馬を購入し村々へあてがうことで復興が進み、前年から上納物の皆納、未進物の完済に目途が立ちつつあった。これに対し渡口は、「才府並之勲功御取持」を認められたいと上申し、許可された。疲弊した間切の立て直しが喫緊の課題であった当時、その解決を担った下知役が比類なき働きとみな

され、「才府」を基準に評価されたのである。

このように王府官人制度における常設の役職（定役など）だけでなく、直面する課題に応じ特設された役職（冠船方御用意中取や下知役といった臨時職など）も「才府」を通じて官人制度の中に位置づけられた。本来交易を担う渡唐役の才府が、功績を評価する際の基準として機能し、近世琉球の運営に必要な幅広い奉公を支えていたことを確認しておきたい。

三、王府官人制度の中の才府と国家運営

(一) 道光一六（一八三六）年の祝嶺親雲上と「才府並」の処遇

先に検討した城田親雲上の案件と同じ道光一六（一八三六）年には、祝嶺親雲上についての協議が行われていた。本件も他と同様に「才府並」の処遇にかかわる問題が審議された。祝嶺はすでに御物奉行帳主取職などを勤め、「才府並」の功績によって申口座（位階）を叙され、その後、新たに冠船方御用意中取を勤めており、どのような処遇が適当であるかが問われた。審議を委ねられた表十五人は、過去三回の先例を持ちだして方策を検討したが、以前とは異なる状況も多く、先例を踏襲するだけでは問題を解決できないでいた。

先例によると乾隆二一（一七五六）年の尚穆王冊封時に冠船方御用意中取を勤めた祢覇親雲上・渡

慶次親雲上への「御褒賞向」は、すでに両者が才府を勤めさらに申口座（位階）にも叙せられていたため紫冠（冠位）が与えられた。嘉慶五（一八〇〇）年の尚温王冊封時に御用意中取を勤めた嘉味田親雲上・羽地里之子親雲上は、両者とも才府に未就任であったため二年後に才府へ任命された。嘉慶十三（一八〇八）年の尚灝王冊封時の冠船方御用意中取であった上原親雲上は才府に未就任であったため二年後に才府へ就任し、小橋川親雲上は才府・申口座を済ませていたため紫冠が与えられた。先例から冠船方御用意中取を勤めた場合の報酬は、①才府役への就任、②申口座（位階）、③紫冠（冠位）を与えることとなっていたことが分かる。祝嶺についても順当に言えば、紫冠が与えられるところであったが、先例を即座に適用しかねる事情が存在した。というのも、これまで紫冠を与えられてきた者たちは全て里之子筋目であり、祝嶺は筑登之筋目であったからである。

表十五人は、筑登之筋目の者へ紫冠を授与した事例を調査したところ、豊川親方正英へ授与した事例が参考とされた。豊川は、地下旅の奉公とともに御右筆主取を二度、評定所筆者主取を三度勤めて「書礼文法」の伝授に功績があり、さらに父の添石親雲上も地下旅や評定所筆者主取を勤めるなど父子ともに抜きんできた功績があったことから紫冠が授与された。祝嶺の功績を豊川と比較すると、功績面で大きく劣る祝嶺への紫冠授与は認めがたいものであった。処遇の決定に難航する中で注目されたのは、祝嶺の家系であった。祝嶺の系祖は按司家や親方家ではないものの元は里之子筋目であり、時代が下るとともに筑登之筋目に降下した家系であったからである。結果、祝嶺は一般の筑登之筋目とは異なる

るとされ、褒美として里之子筋目への変更（筋目直し）、すなわち家格の上昇を許可することが妥当ではないかとの答申が出されることとなった。

また、この他の例における「才府並」の功績への処遇を見てみると、一七八六年に下知役を勤めた渡口親雲上真英へは、職務勤済後の一七九三年に申口座が与えられた。一八三四年に貿易交渉と財政再建策の策定に奔走した功績から「才府並之勲功」と認められた渡口慶次筑登之親雲上柴富へは、同じく申口座が与えられた。²⁷⁾

これら祝嶺や渡口・渡口慶次の例を見ると、王府によって「才府並」と認定されることがどのような報酬と結びついていたのかが明らかとなってくる。すなわち一義的には直接的な才府役への就任であったが、官位（申口座）や条件を付しての冠位（紫冠）、筋目の変更に伴う家格の上昇など、「才府並」への対価として国内諸制度と連動したさまざまな報酬が与えられていた。地頭所と連動した才府が重視されつつも、状況に応じてさまざまな報酬方法を用いて官人層への対価を賄おうとしていたのである。

（二）近世琉球の運営と才府

ここまで王府官人制度を運営するための功績評価と報酬のありようについて、才府を中心に検討してきた。才府が有していた功績評価・報酬給付における広がりや踏まえ、琉球における官人制度が持

つ構造的な特徴について考えてみたい。

まず、琉球における旅役を前提とした官人制度のあり方を指摘した真栄平房昭による「旅役」知行制論では、旅役そのものを王府への第一の奉公と位置付け、「渡唐役を勤めることが家臣団にとって最大の功績」であったとした。その根拠として「琉球では古来「唐旅」という言葉は「死」を意味する同義語として使われてきた」ことを挙げ、「生命の危険を伴う「渡海」を勤めること」はすなわち「国王に対する家臣団の最大の奉公」であったとした。また、幕藩制の軍役の論理が琉球にまで貫徹していたことを追求する観点から、「琉球にとつては中国貿易の遂行が、軍役奉公に代わって薩摩藩から要求された最も重要な「役」であった」とし、「琉球では一般の藩にみられる軍役に基づく主従制のあり方とは異なり、「渡唐役」を基軸とした主従制・家臣団編成が行われていた」としている。⁽²⁾

これに対し本稿で見えてきた才府の持つ多様な役割を考えると、才府役そのものは確かに重要な王府奉公と位置づけられていたが、むしろ旅役を含む他の奉公（とりわけ定役）の結果として才府役をあらわしていた点が重要である。すなわち、才府就任は、旅役を含む王府への広範かつ特段の奉公を評価する中で行なわれており、必要な施策の柔軟な展開を支える役割を果たしていたのである。また、報酬制度において「才府並」は、船間を通じた貿易参加や地頭所下賜を約束するだけでなく、場合によっては位階や冠位、家格の上昇（筋目直し）にも結びついており、才府という存在はさまざまな形で報酬を与えるための結節点となっていた。才府は、王府官人をさまざまな施策へ動員する役割を

果たし、少なくとも王府官人制度の運営にとつて単なる渡唐役にはとどまらない意味合いを持つ役職であったと言えよう。

旅役である才府のこのようなあり方は、琉球が交易を軸に国を営んできたことが大きく影響している。才府と地頭所の関係が明確となる一八世紀前半までに琉球は、対中・対日外交や交易を基軸としながらも、「小国」に見合う国家体制の構築を目指して、緻密な官僚制や社会基盤の整備を進めていた。その中で前代から外交・交易に関与していた才府が多様な奉公を評価する基準となる制度が築かれていったと考えられる。豊見山和行は、近世的体制への転換の契機となった政治家蔡温の登場以降に農業政策や諸職（窯業・砂糖精製）における功績が「国用」と関連して褒賞されていることに注目し、一八世紀以降の琉球では「国用」の論理によって、琉球国の自給体制を強化ないし十全なものにしようとする政策が展開されていた」と指摘している。²²一八世紀以降に現れてきたとされる「国用」すなわち国益に沿う多様な奉公への評価が求められる中で、才府を通じた広範な奉公を評価する制度も構築されていったと考えられる。外交・交易から内政の充実へとという近世琉球の転換において、交易活動の中核を担った才府が国内統治を含む多様な奉公の基準となつて制度の中核をなしたのは、琉球の国家制度の特徴を示す象徴的な問題であったと言えよう。

おわりに

本稿では才府に関わる問題を中心に、王府官人の功績がどのように評価され報酬制度と結びついてきたのかを検討してきた。最後に、本稿で明らかとなった問題を整理し、近世的な王府官人制度の特徴を述べて結びとしたい。

まず、近世末から明治初期における才府役に関する記録を取り上げながら、渡唐役の一つとされた同職が多様な奉公への報酬給付に資する職（受益職）として、どのような意味をもっていたのかを地頭所の関係から検討した。その中で才府は、「最上の立身役」と称され船間を通じた貿易機会の獲得、さらに地頭所下賜と連動したものであったことが明らかとなった。⁽²³⁾家譜の記載を手掛かりに見ると、このような才府と地頭所の関係は一八世紀前半、少なくとも一七四〇年代以降に成立したものであった。

次に「僉議」に収録された才府をめぐる功績処遇問題の経過から、才府が単なる対中貿易を司る旅役としての側面のみならず、多様な奉公を束ね一体的に評価するための基準となっていたことを検討した。「僉議」では、十分な功績を積みながら才府就任が叶わなかった者を積極的に処遇しようとする姿勢が確認された。適切な処遇の貫徹を果たそうとする王府の姿勢は、才府就任を通じた報酬給付が単なる旅役にとどまらず、多様な奉公の展開を支えるものとして位置づけられていたことに由来し、

対価を示し続けることが広範な施策の実施および官人制度を維持することに直結していた。また、「才府並」の報酬は、数に限りのある才府への就任だけでなく、位階（申口座）や冠位（条件付きで紫冠）、家格の変更（「筋目直し」）などによっても行われており、功績評価のみならず報酬制度においても多様なあり方を束ねる役割を果たしていた。²⁵⁾

最後に才府の王府官人制度における役割を踏まえ、どのような国家運営が行われていたのかについて検討した。いわゆる「旅役」知行制論においては、旅役（特に渡唐役）そのものを重視する観点から、通時代的に旅役が地頭所の領有や相続に影響したことが指摘されてきた。しかし、少なくとも一八世紀前半以降、王府が才府役を地頭所の下賜や相続において重視したのは、才府就任が多様かつ特段の功績に対し与えられていたことに起因した。才府就任によって地頭所の新規の下賜または二代にわたる相続が約束され、才府そのものだけでなく才府へと到る奉公全般（恒常的には定役や特段の奉公）を評価する制度が形成されていたのである。すなわち、近世琉球という国家を運営するに必要な広範な奉公を評価し、さらに交易と陸域資源双方を財源基盤にした体制を模索する中で、特定の旅役、とりわけ才府を基準としたシステムが築かれていったと考えられる。本来、交易の実務者として存在した才府が、少なくとも一八世紀前半以降、内政を含む多様な奉公の基準として位置づけられていたことは、交易を軸に展開してきた琉球特有の国家体制・官人制度の形成と展開を象徴的に示すものであったと言えよう。

【註】

- (1) 琉球を取り巻く国際関係については、伝統的な冊封・朝貢関係を持ち幕藩体制に「異国」として包摂されていたとする理解（紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房、一九九〇）を軸に、琉球側の選択として幕府・清朝双方との従属関係を積極的に位置づけていたとする従属的二重朝貢国論（豊見山和行『琉球王国の外交と王権』、吉川弘文館、二〇〇四）、日中の異なる支配秩序に整合的に対応していた点を強調する狭間論（渡辺美季『近世琉球と中日関係』吉川弘文館、二〇一三）などがある。
- (2) それぞれ真栄平房昭「琉球における家臣団編成と貿易構造―「旅役」知行制の分析―」（『九州と藩政（Ⅱ）』、国書刊行会、一九八四）、真栄平房昭「近世琉球における個人貿易」（『球陽論叢』、ひるぎ社、一九八六）参照。
- (3) 知行体系の中での定役と旅役の関係に先鞭をつけたのは渡口真清（同『近世の琉球』法政大学出版局、一九七五）であり、船間の分配と定役の関係については拙稿「近世琉球における王府官人制度と渡唐役者―船間割当を通じて―」（『日本歴史』七五七号、吉川弘文館、二〇一三）を参照のこと。
- (4) ひとまず「中国化」志向のもと王権維持のための儀礼の強化や変更、負担の増大については豊見山和行（前掲書『琉球王国の外交と王権』）、麻生伸一（同『琉球王国の財制と外交儀礼 戊冠船をめぐる』）『世界とつなぐ起点としての日本列島史』清文堂、二〇一六）があり、農本イデオロギーに基づく農政改革のありようについては豊見山和行（同『琉球沖縄史の世界』）『琉球・沖縄史の世界』、吉川弘文館、二〇〇三）、異国船対策については田名真之（同『王府の異国船迎接体制―総理官を中心に―』『琉球王国評定所文書』十四卷、

浦添市教育委員会、一九九八)の成果を挙げておきたい。

- (5) 才府の由来については『歴代宝案』第一冊(訳注本)「財福」の項(沖縄県立図書館史料編集室編『歴代宝案』第一冊(訳注本)、沖縄県教育委員会、一九九四)参照。才府の初見については、「新納忠清・最上義時連署条書」(鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録後編5』、鹿児島県、一九八四、563号)による。

- (6) 古琉球における才府と官舎の存在について「麻名家譜(田名家)」(那覇市企画部市史編集室編『那覇市史』資料篇第1巻7、家譜資料(3)首里系、那覇市役所、一九八二)の嘉靖二九(一五五〇)年の条に「官舎、嘉靖三四(一五五五)年の条に才府の名が見える。

- (7) 前掲拙稿「近世琉球における王府官人制度と渡唐役者―船間割当を通じて―」参照のこと。

- (8) 「受益職」の概要については「五一六秩禄処分ヲ要スル事由」(琉球政府編『沖縄県史』13巻資料編3、沖縄県関係各省公文書2、琉球政府、一九六六、七〇二〜七〇五頁)を参照のこと。

- (9) 「心附役」を明治期の書記官は、便宜的に第一等から第五等まで分類しており、第一等は物品の收受が多く収益の大きな部署である砂糖蔵役や船手蔵役・米蔵役などに置かれていたとする(渡口真清前掲書『近世の琉球』参照)。

- (10) 秩禄処分とは、琉球処分以後に旧士族層への俸給を新体制に切り替えるために行われた財政処置のこと。「才府勤済采地高之儀ニ付再願」(琉球政府編『沖縄県史』12巻、沖縄県関係各省公文書1、琉球政府、

一九六六、九三頁）では才府について「旧藩無禄ノ士族共最上ノ立身役、頭ニ見合ノ向相替品能勤仕ノ功ヲ以テ被召進、殊ニ二ヶ年ニ三人宛差定リ年齢ノ限モ有之、旁容易ニ難進、各無扱役務ニ携或ハ旅へ被遣、惣テ平士拔擢ノ勤凡ニ三十年間苦勞ヲ経願達相成」と述べる。

- (11) 「琉球藩官職制」〔『沖繩県史』前近代6首里王府仕置2、沖繩県教育委員会、一九八九〕は、明治政府が王国末期の行政制度を調査しまとめたもの。『東汀随筆』は喜舎場朝賢（同著、名嘉正八郎・我部政男校訂）校本東汀随筆「至言社、一九八〇）が、尚泰王の側近として王府に勤務した経験から王国末期の諸事・体制を随筆形式でまとめたものである。

- (12) 「御恩賜金ノ義ニ付願」は前掲『沖繩県史』（13巻沖繩県関係各省公文書2、一四九―一五〇頁）を参照のこと。東京・大坂詰書役とは、一八七二年以降に置かれた藩邸属史のこと。

- (13) 『詹姓家譜』（前掲那覇市企画部市史編集室編『那覇市史』資料篇第1巻7、家譜資料（3）首里系）六世詹光国（田里筑登之親雲上兼賢）の同治一一（一八七二）年の条には「大夫并才府二度大通事相勤候方、帰帆早速より地頭所頂戴仕迄之間、御救助料より里年二五石宛之御心付被成下、間ニ存命中地頭所頂戴不仕方者、嫡子江同断被成下度旨被達 上聞相済候間、其首尾方可申渡旨御差圖ニ而候」とある。

- (14) 拙稿「近世後期の久米村官人制度における渡唐役と地頭所下賜」『越境する東アジア島嶼世界―第15回琉中歴史関係学術研究会論文集』琉球大学国際沖繩研究所、二〇一六）を参照のこと。

- (15) 尚家文書以外の「僉議」については、奥野彦六郎が筆写（『琉球藩庁僉議抄写』）し崎浜秀明によって刊行さ

れた一七世紀後半から一八世紀中頃までにおける相続・刑罰・由来などに関するものが残されているが、抄録のためか功績評価や役職の改廃記録などは収録されていない(同「琉球評定所僉儀」『沖繩旧法制史料集成』第三卷、崎浜秀明発行、一九六七)。

- (16) それぞれの案件の収録「僉議」は、案件1城田親雲上および案件2祝嶺親雲上(尚家文書四三八号)、案件3嘉陽親雲上(尚家文書四四三号)、案件4池原親雲上(尚家文書四四五号)であり、以下特に断らない限り同案件の記述については上記史料による。

- (17) 心附役への転役については「旧藩官吏附属向ノ概略」の規定から傍証される。それによれば「定役十年以上相勤病氣又ハ無拋事故アリテ前条旅役難勤得者ハ勤功是レ切ニテ其取持ヲ以テ第一等ノ扶助役申付候事」とあり、故あって旅役へと進むことができなかつた場合には、その功績を勘案し扶助役すなわち「心附役」へと進む慣例であつた(前掲『沖繩県史』12卷沖繩県関係各省公文書1、七七七八頁参照)。

- (18) 「旧藩心附役へ預ルヘク者共へ御下賜金増加ノ儀ニ付再願」(前掲『沖繩県史』13卷沖繩県関係各省公文書2、一二六頁)には、「旧藩ノ時奉職ノ者共多分扶持米ヲ給与セラレス或ハ給与セラルルモ其額至テ僅少ニテ是以テ勤仕中ノ費用ヲ補フ能ハス且ツ旅行ノ節旅費日当等賜ハレ候モ是亦僅少ニテ其分ニテハ過半不足ニ及ヒ彼是ノ入費自費ヲ以テ補償シ置キ各勤勞ニ応シ心附役申付ラレ取得候例規ニテ専ラ之ヲ目的トシテ借金ヲ以テ数十年間一途ニ奉職罷在リ」とある。

- (19) 『麻姓家譜(渡口家)』十二世麻陳常の項は、前掲那覇市企画部市史編集室編『那覇市史』資料篇第1巻7、

家譜資料(3) 首里系参照のこと。また、下知役が必要とされた背景については、山田浩世・佐野雅規「近世後期の琉球における気候変動災害の展開と社会対応——一七八〇年代の災害と上からの村落立て直し」『首里城研究』No.19、首里城研究会、二〇一七)を参照のこと。

- (20) 渡口親雲上真英の例については前掲『麻世家譜(渡口家)』、渡慶次筑登之親雲上柴富の例については『秋世家譜(伊地家)』七世柴富の項(前掲那覇市企画部市史編集室編『那覇市史』資料篇第1巻7、家譜資料(3) 首里系)参照のこと。

- (21) 真栄平房昭前掲「琉球における家臣団編成と貿易構造——「旅役」知行制の分析——」参照のこと。

- (22) 「国用」の多用と蔡温の関係については、豊見山和行「近世琉球」という時代(『沖縄県史』各論編4近世琉球、沖縄県教育委員会、二〇〇五)を参照のこと。

- (23) 才府を「最上ノ立身役」と見なし熾烈な出世競争を展開したのは、主に地頭所を持たない中下級士族であった。当然その中には、王族または門閥化した名門士族の子弟は含まれておらず、王府の相統制度を論じた菊山正明(同「近世期沖繩における相統制についての一考察」『沖縄文化』十五卷二号、沖縄文化協会、一九七九)は、中下級士族とは切り離された両惣地頭層による上級役職の独占を指摘している。才府だけではない、他の役職や階層差も考慮した体系的な説明は今後の課題としたい。

- (24) 本稿では才府の役割に焦点を絞る考察を行うという性格上、十分に取り上げられなかった問題も多い。その一つが、才府と同様の役割を果たした可能性のある他の役職の役割である。王府の相統規定をまとめた「通

減概則」(前掲『沖縄県史』13巻沖縄県関係各省公文書2、六〇～六一頁)には、「才府」以外に「二度大通事」「物城役」「大和横目」「書院医師」「茶道役」「包丁役」などの役職が地頭所に関わるものとして列挙されていた。これらは士の居付に基づく官人制度や職能などに対応していたとみられ、その問題の一部については前掲拙稿「近世後期の久米村官人制度における渡唐役と地頭所下賜」および拙稿「近世琉球社会の中の身分変更―庖丁人・医師・海運業者などを中心として」(『アジア民衆史研究』22集、アジア民衆史研究会、二〇一七)でも論じた。あわせて参照されたい。